

次期診療報酬改定に向けた 基本認識、視点、方向性等について

I 改定に当たっての基本認識について

改定にあたっての基本認識について、以下の3項目に分け、それぞれ簡潔に基本認識を示すこととしてはどうか。

1. 超高齢社会における医療政策の基本方向

- いわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上となる平成37年（2025年）に向けて、制度の持続可能性を確保しつつ国民皆保険を堅持しながら、あらゆる世代の国民一人一人が状態に応じた安全・安心で質が高く効率的な医療を受けられるようにすることが重要ではないか。
- 高齢化の進展に伴い疾病構造が変化していく中で、「治す医療」から「治し、支える医療」への転換が求められる。医療や介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続し、尊厳をもって人生の最期を迎えることができるようにしていくことが必要ではないか。
- 保健医療の価値を高めるためのリーン・ヘルスケア※の達成等の目標を掲げた「保健医療2035」に基づき、費用対効果等「患者にとっての価値」を考慮した報酬体系を目指していくことが必要ではないか。

2. 地域包括ケアシステムと効率的で質の高い医療提供体制の構築

- 「医療介護総合確保推進法」等の下で進められている病床機能の分化・強化、連携や医療・介護の一体的な基盤整備、平成30年度（2018年度）に予定されている診療報酬と介護報酬の同時改定など、2025年を見据えた中長期の政策の流れの一環としての位置づけを踏まえた改定を進めていくことが必要ではないか。
- 地域包括ケアシステムや効率的で質の高い提供体制の整備には、質の高い人材を継続的に確保していくことが不可欠である。人口の減少傾向や現下の人材不足の状況に鑑み、医療従事者の確保・定着に向けては、地域医療介護総合確保基金による対応との役割分担を踏まえつつ、医療従事者の負担軽減など診療報酬上の措置を検討していくことが必要ではないか。

3. 経済・財政との調和

- 医療政策においても、経済・財政との調和を図っていくことが重要である。また、こうした観点から、「経済財政運営と改革の基本方針2015」や「日本再興戦略2015」等も踏まえつつ、無駄の排除や医療資源の効率的な配分、医療分野におけるイノベーションの評価等を通じた経済成長への貢献にも留意することが必要ではないか。

※ 保健医療2035では、「今後、限られた財源をできる限り効果的・効率的に活用し、保険医療サービスから得られる価値の最大化を図ること、つまり、価値の高いサービスをより低コストで提供することが必要であり、これをリーン・ヘルスケアと位置づける」とされている。

II 改定の基本的視点について

- 改定の基本的視点については、以下の4点としてはどうか。
- その際、特に、「地域医療介護総合確保法」に基づき進められている医療機能の分化・強化、連携と地域包括ケアシステムの構築に重点を置くこととしてはどうか。

視点1 医療機能の分化・強化、連携と地域包括ケアシステムを推進する視点【重点課題】

視点2 患者にとって安心・安全で納得できる効率的で質が高い医療を実現する視点

視点3 重点的な対応が求められる医療分野を充実する視点

視点4 効率化・適正化を通じて制度の持続可能性を高める視点

Ⅲ 具体的方向性に盛り込むべき事項について

視点1 医療機能の分化・強化、連携と地域包括ケアシステムを推進する視点【重点課題】

医療を受ける患者にとってみれば、急性期、回復期、慢性期などの状態に応じて質の高い医療が適切に受けられるとともに、必要に応じて介護サービスにつなぐなど、切れ目ない提供体制が確保されることが重要ではないか。

【考えられる具体的方向性の例】

- ・ 医療機能に応じた入院医療の評価
 - 医療機能の分化・強化、連携の促進
 - 患者の状態に応じた評価
- ・ チーム医療の推進、勤務環境の改善、業務効率化の取り組み等を通じた医療従事者の負担軽減・人材確保
 - 多職種を活用（地域医療介護総合確保基金を活用した医療従事者の確保・養成等と並行した取組）
- ・ 地域包括ケアシステム推進のための取組の強化
 - 診療所等の主治医機能（かかりつけ医機能）の確保
 - 退院支援、医療介護連携、医・歯・薬連携、栄養指導等の多職種連携による取組の強化
- ・ 質の高い在宅医療・訪問看護の確保
 - 患者の状態、医療の内容、住まいの状況等を考慮した評価
- ・ 医療保険制度改革法も踏まえた外来医療の機能分化
 - 大病院の専門的な外来機能の確保と勤務医の負担軽減
 - 診療所等の主治医機能（かかりつけ医機能）の確保（再掲）

視点2 患者にとって安心・安全で納得できる効率的で質が高い医療を実現する視点

患者にとって、医療の安心・安全が確保されていることは当然のことであるが、今後の医療技術の進展や疾病構造の変化等を踏まえれば、適切な情報に基づき、患者自身が納得して主体的に医療を選択できるようにすることや、病気を治すだけでなく、「生活の質」を高める「治し、支える医療」を実現することが重要ではないか。

【考えられる具体的方向性の例】

- ・ かかりつけ医の評価、かかりつけ歯科医の評価、かかりつけ薬剤師・薬局の評価
 - 患者の心理や社会的側面などを踏まえた診療の推進
 - 薬物療法の有効性・安全性確保のための服薬情報の一元的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導の推進
- ・ 情報通信技術（ICT）を活用した医療連携や医療に関するデータの収集の推進
 - ICTを活用した医療連携による医療サービスの向上
 - データの収集・活用に基づく実態やエビデンスに基づく評価に向けた取組
- ・ 質の高いリハビリテーションの評価等、疾病からの早期回復の推進
 - アウトカムに着目した評価

視点3 重点的な対応が求められる医療分野を充実する視点

我が国の医療において、充実が求められる分野については、それを適切に評価していくことにより、国民の安心・安全を確保することが重要であり、このため、以下のような事項について検討を行う必要があるのではないか。

【考えられる具体的方向性の例】

- 緩和ケアを含む質の高いがん医療の評価
- 「認知症施策推進総合戦略」を踏まえた認知症患者への適切な医療の評価
- 地域移行・地域生活支援の充実を含めた質の高い精神医療の評価
- 難病法の施行を踏まえた難病患者への適切な医療の評価
- 救急医療、小児医療、周産期医療の充実
- 口腔疾患の重症化予防・口腔機能低下への対応、生活の質に配慮した歯科医療の推進
- かかりつけ薬剤師・薬局による薬学管理や在宅医療等への貢献度による評価・適正化
- 医薬品、医療機器、検査等におけるイノベーションの適切な評価

視点4 効率化・適正化を通じて制度の持続可能性を高める視点

今後、医療費が増大していくことが見込まれる中で、国民皆保険を維持するためには、制度の持続可能性を高める不断の取り組みが必要である。医療関係者が共同して、医療サービスの維持・向上と同時に、医療費の効率化・適正化を図るよう、以下のような事項について検討する必要があるのではないかと。

【考えられる具体的方向性の例】

- ・ 後発医薬品の使用促進・価格適正化、長期収載品の評価の仕組みの検討
 - 新たな後発医薬品に係る目標を達成するための取組の推進
 - 後発医薬品の価格算定ルールの見直し
 - 長期収載品に係る前回改定の影響を踏まえた検討
- ・ 退院支援等の取組による早期の在宅復帰の推進
 - 患者が安心・納得して退院し、住み慣れた地域で生活を継続できるための取組の推進
- ・ 残薬や多剤・重複投薬を減らすための取組の推進など、医薬品の適正使用を推進するための方策
 - 医師・薬剤師の協力による取組の推進
- ・ いわゆる門前薬局の評価の見直し
 - かかりつけ機能が発揮できていないいわゆる門前薬局の評価の見直し
- ・ 重症化予防の取組の推進
 - 疾患の進展の阻止、合併症の予防や早期治療の推進
- ・ 医薬品、医療機器、検査等の市場実勢価格を踏まえた適正な評価